



社労士

やまなし

案 内

- ◇任期終了にあたって ◇新年互礼会、研修・講演会
- ◇倫理研修会 ◇行政から ◇事務局だより ◇業務研修会
- ◇新規入会者研修会 ◇労働条件審査委員会の活動 ◇都内支部総会
- ◇総合労働相談所・ADRセンター山梨研修会 ◇つれづれ
- ◇SSS出前授業 ◇ニューフェイス ◇会員の動き ◇今後の予定

発行 山梨県社会保険労務士会
 山梨県甲府市酒折1-1-11
 日星ビル2F
 TEL (055) 244-6064
 FAX (055) 244-6065
<http://www.y-sr.com>
 発行人 石原嘉彦



「山中湖パノラマ台からの富士山と山中湖」



任期終了にあたって

会長 石原嘉彦



平成27・28年期の理事会は発足直後にこそ大きな試練にありましたが、その後、会務をはじめ諸事業は順調に推移致しまして、無事、任期を全うすることが出来ました。

これも一重に、会員の皆様のご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。

さて、この2年間を振り返り、今後に引き継がれる幾つかの課題についてお話しします。

まず、発足時の最重要課題は、平成28年1月より、社会保障制度等で利用開始されるマイナンバー制度に備えての、個人情報の保護及び情報セキュリティ対策等の周知・徹底に関するものでありました。平成29年1月からは年金業務での利用が開始され、この制度の本格運用に伴う社労士業務への影響はルール・職責の順守をはじめ、様々な形で大きくなることが予想されます。

次に、印象に残ったことは、社会の高齢化・人口減少の進行による労働力不足・経済のグローバル化等により社会構造や経済構造が変化したことにより、労働社会保険制度の領域での、政府の施策が「規制緩和政策」から「一億総

活躍」「働き方改革」に方針転換されたことであります。

働き方改革では、長時間労働を削減して、ワーク・ライフ・バランスを実現する。同一労働同一賃金原則により雇用形態別の不合理な格差をなくす。テレワークや副業・兼業を普及促進する。などを実行計画に掲げています。

また、司法の場における働き方に関する判例が社会的に影響を与える時代になろうとしています。

実行計画が立法化されることにより、社労士業務の領域が拡大することが期待されます。

しかしながら、新しい業域に進出するためには、その分野に関する能力が担保された知見と職業倫理が求められます。

昨年、職業倫理については「社労士による不適切な情報発信」が社会から厳しく指弾されましたが、「営業の自由」や「表現の自由」の権利の行使は、各人の道徳的自制に委ねられ、自己の権利行使は他人の権利をも保障する責任を負うと言う自覚が必要であります。

最後に、阪口剛副会長のご冥福をお祈りすると共に、役員及び事務局職員の皆様の献身的なご協力に感謝を申し上げて、退任の挨拶に代えさせていただきます。

有り難う御座いました。

任期終了にあたって

5 月 25 日に開催されます通常総会をもって、各理事、監事、委員の皆様はその任期を終えられます。2 年間にわたり本会の事業推進に貢献された方々を代表して、以下の皆様に振り返って頂きました。紙面の都合上全員のお言葉を掲載できなかったことをお詫び致します。

総務部長 小林 治 美

平成 27 年から 2 年間、総務部長を務めさせていただきました。

今まで理事の仕事を経験したことがない中、総務部長という大事な仕事に就くことになりましたが、理事の方々のご支援や、事務局の方々のご協力をいただき、任期を終えることができましたことを感謝申し上げます。

主な活動である総会、新春互礼会、親睦旅行等を実施する中で会の行事を行うには多くの会員の協力無しには成り立たないことを改めて実感するとともに、皆様のご協力のおかげで無事活動ができたことに厚く御礼申し上げます。

経理部長 武井 二三忠

任務の重要性と専門性に緊張して臨みましたが、唯一の出番は、会費の納付遅延者への対応についてでした。

これは、会の財政の堅実さと事務局の能力が高い証明でもあり喜ばしいことです。ただ、何の実績もなく任期を終えることに少なからず心苦しさを感じています。

経理部門の役割と権限は団体、組織により様々ではありませんが、当会では、資金の効率的運用の仕組みの構築が必要と感じます。ただ、現状はこのような取組みへの賛同の声は少なく今後への期待とさせていただきます。

2 年間貴重な勉強をさせて頂き有難うございました。

教育研修部長 八 巻 俊 道

教育研修部担当の任期終了にあたり一言ご挨拶を申し上げます。この 2 年間に振り返ってみますと、会員の皆様方をはじめの多くの方々のご理解とご協力によりその任を果たすことができました。私はその任を大過なく全うできたのは、教育研修部担当としてご尽力していただいた萩原力先生（巨摩支部：担当理事）、若林真美先生（甲府支部：同）、並びに斎藤武先生（甲府支部：教育研修委員）、原早苗先生（峡東支部：同）、中山淳先生（甲府支部：同）の献身的なご活躍があったからだと考えています。特に萩原先生は、教育研修部担当として、2 期 4 年の長きに渡って本会の研修事業を企画、運営なされました。教育研修部担当の諸先生方には深く感謝いたします。また会員各位の皆様に

は改めましてこの 2 年間のご協力に感謝するとともに、次期教育研修部が、今後の皆様方の社労士業務の円滑な運営と知識の研鑽、蓄積の一助になる研修事業を推進していくためにも、皆様方の更なるご理解とお力添えをお願い申し上げます。

渉外部長 大 堀 春 男

2 年間渉外部長を担当させていただきました。会員の皆様及び事務局の職員様のご協力により任期を無事終えることができましたことを感謝いたします。

任期中は恒例となっています十士会の無料相談会の他、新たに甲府年金事務所との情報交換会を四半期ごとに開催し、弁護士会及び中小企業診断士会との三士会研究会を発足しました。

十士会や三士会研究会を通じて、他土業の先生方と知己を得る機会が増えたことは、私にとって代え難い財産となりました。またクライアントの問題解決には、他土業との連携の必要性を痛感し良い経験となりました。最後に、今後も役員のご活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

調査広報部長・ホームページ委員長 竹 谷 理 恵

任期終了にあたり、多くの皆様にご支援ご協力いただきましたことを、深く感謝申し上げます。

「会報やまなしの発行」「県民の日無料相談会」「常設無料相談会」の実施には、相談員に応募して下さった先生方、理事の方々、事務局職員の方々のご尽力をいただき、社会に向けた広報活動を円滑に行うことができました。

「ホームページのリニューアル」は、今期最大の課題でした。予算の見積から、HP の構成、各記事の割振りなど、会長をはじめ記事を執筆して下さった先生方、また、調査広報部ホームページ委員会の皆様方に多大なるご協力をいただき、HP 公開まで漕ぎ付けることができました。誠に、ありがとうございました。

最後に、次期役員のご活動にご理解とご協力を賜りますようお願い致します。そして、山梨県社会保険労務士のさらなる発展をお祈り申し上げます。

相談所長・ADR センター長 望 月 久 雄

総合労働相談所への相談事案は、個別労働紛争が主ですが、各地区で開催している相談会の相談の中にも個別労働紛争がある場合は、ADR 事案として「あっせん」に結びつき、迅速な解決を図ることが適正であると認められる事案は、社労士会 ADR を是非活用下さいませよう、相談員の先生方にご協力をお願いします。

そこで、社労士会が開催する ADR 研修も是非ご受講頂き研鑽をお願いします。

また、「あっせん」に結びつく事案については、争点整理をして「あっせん申立書」の記載の仕方のご指導も重ねてお願い申し上げます。

平成29年 新年互礼会、研修・講演会開催

1月20日、平成29年新年互礼会、研修・講演会及び懇親会がベルクラシック甲府にて開催された。

会長の年頭挨拶による互礼会に続き、情報セキュリティに関する新年研修会が実施された。講師には独立行政法人情報処理推進機構（IPA）研究員鈴木春洋様を迎え、「社



労士事務所における情報セキュリティ対策」というテーマで講義をいただいた。セキュリティ対策が必要ということは頭では分

かっていてもなかなか取り組めないという会員は多いのではないだろうか。研修では具体的なリスクとその対策が分かりやすく解説され、資料や冊子も配布された。

続いての講演会は「地震と付き合う」という演題で、講師に山梨大学副学長である杉山俊幸様を迎えて行われた。タイトルから想像される内容や、杉山氏が工学博士であることなど、素人には難しい内容なのではないだろうかと思われた方もいると思うが、実際はとても興味深い講演会であった。地震で建物が揺れるのは建物の構造と地震の揺れ（周期）が合う（＝共振）からだというメカニズムを解説いただき、さらに実験装置でそれを目の前で再現していただいた。実験装置を使っての解説はやはり分かりやすく、資料にある難しい単語や解説が分からなくともその内容は理解できたのではないだろうか。わざわざ装置を持参いただき、準備もご自身でなさったり、「時間がなければこの実験だけでも」と、できるだけ多くのことを示して下さろうとする様子はやはり研究者であるなとも感じられた。

講演会の後は懇親会が行われた。盛りだくさんの日程だったが有意義であったのではと思われる。

倫理研修会開催

2月10日(金)午前9時30分から県立青少年センター多目的ホールにおいて、平成28年度倫理研修会が実施された。

倫理研修は、個人会員が5年に一回、必ず受講しなければならない職業倫理の保持を目的とした義務研修であり、今年度の対象者は56名であった。

午前の部は講義形式によるもので、「倫理研修と意義」及び「社会保険労務士の職業倫理」について、連合会が作成したDVDの視聴を行った。また講義では、昨今のHPやSNSなどを利用した広告・宣伝の在り方に関して、一昨年に問題となった「モンスター社員解雇のノウハウ～社員をうつ病に罹患させる方法～」などの社労士ブログを例にあげ、社労士の品位を損ない、その良識を疑われるような広告・宣伝については留意すべきこと、更に近年の助成金に絡む不祥事、社会・労働保険に関する虚偽書類作成等による懲戒処分による業務停止等の処分を受ける事犯が増加・散見されることとなったことに鑑みて、法律専門家と

して会員一人一人が更なる倫理の高揚に努め、社会的信用を築き業務を遂行していくことが求められていることなど説明があった。

昼食休憩の後、午後1時より再開された午後の部では、6グループにわかれディスカッションが行われた。グループディスカッションでは、グループごとに進行役、記録係、発表者などを互選して、指定された事例（設例問題）について自由闊達な意見交換が行われた。その後グループごとの見解・意見を集約した発表が行われた。最後に事例の解説が講師により行われ、質疑応答を経て、午後3時に滞りなく全日程を終了した。

なお今回の倫理研修対象者56名のうち参加者は44名、欠席者は12名（退会1名、受講猶予者8名、未届欠席者3名：3月4日現在）であった。



社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

- 1 品位の保持** 社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 知識の涵養** 社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。
- 3 信頼の高揚** 社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。
- 4 相互の信義** 社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。
- 5 守秘の義務** 社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃したあとも守秘の責任をもたなければならない。

行政等から

労働局からのお知らせ

監督課

(055) 225-2853

違法な長時間労働に対する取組を強化します

是正指導段階での企業名（中小企業に該当しない複数の都道府県に事業場を有する企業）の公表について、取組を強化しました。

現在の要件

違法な長時間労働（月100時間超の労働者が10人以上または4分の1以上おり、労働基準法第32条等違反が認められた場合）が1年間に3事業場認められた場合には企業名を公表します（平成27年度から実施しています）。



新たな仕組み（拡大のポイント）

- 現行の要件を以下のとおり拡大（本年から実施しています）。
 - ① 長時間労働「月100時間超」を「月80時間超」に基準を変更し、対象となる事業場を拡大しています。
 - ② 過労死等・過労自殺等で労災支給決定した場合も公表の対象になります。
 → これら①または②が2事業場に認められた場合、企業本社への指導を実施し、是正されなかった場合に企業名を公表します。
 - 月100時間超と過労死・過労自殺が2事業場に認められた場合などにも企業名を公表します。
- 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）未締結の事業場に対して監督指導を徹底します。
- 時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）未締結であると確認した事業場に対して、36協定の手続等についての指導を徹底します。

公共職業安定所
(ハローワーク)

ハロートレーニング ～急がば学べ～

☆「ハロートレーニング～急がば学べ～」は、新たなスキルアップにチャレンジするすべての皆さんをサポートする、「公的職業訓練」の「愛称」と「キャッチフレーズ」です。

☆「ハロー」とは、新たな出会いを表す希望の言葉。トレーニングで鍛えた筋肉のように、「ハロートレーニング」(通称「ハロトレ」)を通じて仕事に必要な「スキル」(知識と技能)をしっかり身につけて欲しい、そんな気持ちを表しています。

☆新たな職業やスキルにチャレンジするには、ちょっぴり時間がかかるかも知れませんが、「急がば学べ」。焦らず、前向きに！

※「公的職業訓練」とは、山梨県やポリテクセンター山梨等が行う「公共職業訓練」と、(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部が認定し、民間教育機関が行う「求職者支援訓練」の総称です（「公共職業訓練」には、学卒者訓練、在職者訓練、離職者訓練、障害者訓練があります）。

※ハロトレに関するお問合せは、最寄りのハローワークへ。
※現在、募集中のハロトレのコース案内は、山梨労働局ホームページにも掲載しています。

ハロートレーニング山梨 で検索！



厚生労働省・山梨労働局ハローワーク
(公共職業安定所)

職業安定課

(055) 225-2857

公正な募集・採用のため自社の採用基準や 選考方法を確認しましょう。

- ・募集採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

(平成28年4月1日から募集採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となりました。)

◆公正な募集・採用のために次の14事項に配慮しましょう。
適性や能力と関係ない次の事項を応募者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

【本人に責任のない事項】

- ①本籍・出生地 ②家族 ③住宅状況 ④生活環境・家庭環境

【思想信条に関わること】

- ⑤宗教 ⑥支持政党 ⑦人生観・生活信条など ⑧尊敬する人物 ⑨思想 ⑩労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪購読新聞・雑誌・愛読書など

【採用選考の方法】

行政等から

⑫身元調査など ⑬全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭合理的・客観的に必要性のない健康診断

お問い合わせ先：山梨労働局職業安定課
055-225-2857

平成29年度の大学等卒業予定者を対象とした求人受理は3月1日から、公開日は6月1日です！

大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期	
広報活動	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降（昨年度から変更なし）
選考活動	卒業・修了年度の6月1日以降（昨年度から変更なし）

ハローワークにおける求人公開日	
求人の受理	3月1日以降
求人の公開 大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

なお、大学等卒業予定者を対象とする求人のうち、既卒者の応募が可能で、通年採用（入職時期を限定しない）が可能な求人については、早期に就職を希望する既卒者への職業紹介に活用するため、求人受理時に通年採用の可否を確認させていただきます。

労働保険徴収室

(055) 225-2852

社会保険労務士のみなさまへ

労働保険の年度更新は 6月1日から7月10日までです

労働保険料・一般拠出金の年度更新手続について、今年度は6月1日から7月10日の期間となります。年度更新申告書の送付は5月末です。

申告書受理会は6月中旬以降を予定しています（日程等は、申告書に同封してお知らせします）。

労働保険年度更新の時期は、社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、お早めにご準備のうえ、上記期間内に労働保険料・一般拠出金の申告・納付を済ませていただきますようお願いいたします。

なお、労働保険の年度更新に関する説明は、例年同様に年金事務所主催の算定基礎届事務講習会において行う予定です。

※29年度の年度更新のポイントは…

- ◆平成29年度の雇用保険率が改正されましたので、概算保険料算出についてご注意願います（新料率は申告書・資料等で案内するほか、HP等でお知らせします）。
- ◆平成29年度の労災保険率、一般拠出金率は平成28年度と同様です。
- ◆建設の事業に係る賃金総額の特例については、平成27年4月1日以降事業開始した事業からは消費税の暫定措置が適用されませんのでご注意願います。
- ◆法人の事業には、前年同様に申告書への法人番号の記載（確認）をお願いします。
- ◆雇用保険は、①31日以上雇用見込みがあること、②1週間の所定労働時間が20時間以上であることの2点を満たす場合に適用されます。なお、平成29年1月1日からは、年齢制限がなくなりました。
- ◆雇用保険高齢者（65歳以上）の保険料徴収免除は、平成31年度までです。

○年度更新申告書の審査等業務につきましては民間業者に外部委託しており、平成29年度については、「SATO社会保険労務士法人」となりました。

○個別事業主を対象とした口座振替納付が可能となっております。口座振替を希望される場合は、口座を開設している金融機関窓口にて所定の申込用紙をご提出ください。

申込用紙（様式）は厚生労働省HPからダウンロードができます（労働保険事務組合用の口座振替依頼書とお間違えないようご注意願います）。

※申込み時期により、口座振替納付を開始する時期が異なるのでご注意ください。

〈問合せ先〉

山梨労働局労働保険徴収室

055-225-2852

甲府労働基準監督署（労災課）

055-224-5619

都留労働基準監督署（労災課）

0554-43-2195

鵜沢労働基準監督署（労災課）

0556-22-3181

〈ホームページアドレス〉

厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/index.html

山梨労働局ホームページ

http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html



行政等から

日本年金機構からのお知らせ

(055) 252-1431

本年 4 月から、
短時間労働者の適用対象が広がります

○平成 29 年 4 月 1 日から、厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上の企業に勤務する短時間労働者 * に加え、被保険者数が常時 500 人以下の企業のうち、次のア又はイに該当する事業所に勤務する短時間労働者も厚生年金保険保健・健康保険の適用対象となります。

* 勤務時間・勤務日数が、常時雇用者の 4 分の 3 未満で、以下の①～④全ての要件に該当する方

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上あること
- ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること
- ④ 学生でないこと

【新たに適用拡大となる事業所】

次のア又はイに該当する、被保険者が常時 500 人以下の事業所

- ア. 労使合意（働いている方々の 2 分の 1 以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること）に基づき申し出をする法人・個人の事業所
- イ. 地方公共団体に属する事業所

○「被保険者数が常時 501 人以上の法人・個人の事業所」、「労使合意に基づき申し出をする法人・個人の事業所」及び「国・地方公共団体に属する全ての事業所」で短時間労働者に該当する方を採用された場合は速やかに短時間労働者の資格取得届を提出してください。

【労使合意に基づき申し出をする場合の手続について】

- ・平成 29 年 4 月以降、労働者の同意を得たことを証明する書類（同意書）を添付の上、本店又は、主たる事業所の事業主から「任意特定適用事業所申出書 / 取消申出書」を提出してください。
- ・「任意特定適用事業所申出書 / 「取消申出書」、「同意書」の様式及び労使合意にかかる Q & A は、機構ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

○短時間労働者の資格取得届等の各種届書様式および短時間労働者の適用拡大に関する Q & A 集についても、機構ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。また、適用拡大の詳しい内容については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

算定基礎届等の届書変更について

平成 29 年 1 月から業務処理システムの変更に伴い、下記 5 届書については、様式バーコードを印字した届書へ変更しております。お届けの際には、様式バーコードが印字された届書をお使いいただきますようお願いいたします。

月額算定基礎届、月額算定基礎届総括表、月額変更届
賞与支払届、賞与支払届総括表

全国健康保険協会（協会けんぽ）からのお知らせ

(055) 220-7750

平成 29 年度 3 月分（4 月納付分）～の
保険料率について

健康保険料率、介護保険料率は変更となりました。

（健康保険料率：山梨県）

給与・賞与の 10.00% ⇒ 10.04%

（介護保険料率）

1.58% ⇒ 1.65%

平成 29 年 3 月分（4 月納付分）から。

※ 40 歳から 64 歳までの方（介護保険第 2 号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※ 賞与については、支給日が 3 月 1 日分から変更後の保険料率が適用されます。

基本保険料率・特定保険料率

健康保険料率（10.04%）	
基本保険料率	特定保険料率
6.31%	3.73%
加入者の医療費等に充当	後期高齢者医療制度への支援金等

被扶養者資格（認定状況）の再確認を実施します

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施します。

平成 29 年 5 月下旬より、事業主様あてに「被扶養者状況リスト」が送付されます。被扶養者となっている方が現在も被扶養者の条件に該当するかを確認していただき、返信

行政等から

用封筒にて被扶養者リストを返送していただきます。

この再確認は、保険料負担の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 再確認の対象となる方

- 協会けんぽの被扶養者の方
ただし、次の被扶養者を除きます。
 - (1) 平成29年4月1日において18歳未満の子
 - (2) 平成29年4月1日以降に被扶養者認定を受けた方
- ※すべての被扶養者が上記(1)または(2)に該当する場合、再確認が不要となるため、被扶養者状況リストは送付いたしません。

2. 解除となる被扶養者がいた場合

- 被扶養者の解除が必要な方がいた場合は、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に返信用封筒にてご返送願います。

3. 被扶養者状況リスト送付及び提出時期

- 送付時期＝平成29年5月下旬から6月中旬
(順次送付)
- 提出期限＝平成29年7月31日

詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構からのお知らせ
(055) 242-3723

平成29年度
高齢者雇用開発コンテスト募集のお知らせ

当コンテストは、高齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例については、10月の「高齢者雇用支援月間」中に表彰する予定です。

応募資格：原則として企業又は事業所
応募締切日：平成29年5月11日(木)
提出先：当機構山梨支部高齢・障害者業務課

詳しくは、同課又は次のURLのホームページ
http://www.jeed.or.jp/elderly/activity/h29_koyo_boshu.html

ご確認ください。
山梨県甲府市中小河原町403-1
(ポリテクセンター山梨内)
電話:055-242-3723 FAX:055-242-3721

「障害者雇用納付金制度」
平成29年度 申告・申請・納付期間は、
平成29年4月1日～平成29年5月15日までです

- 平成29年4月から、前年度（平成29年度は平成28年4月から平成29年3月まで）の雇用障害者数をもとに、
- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。
※法定雇用率（2.0%）を達成している場合も申告が必要です。
 - 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用納付金を納付する必要があります。
 - 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。
※年度（28年4月～29年3月）の途中で事業廃止した場合（吸収合併等含む）は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

納付金の申告では…

- 申告対象期間（＝申告の前年度）の各月における
 - ① 常時雇用している労働者数
 - ② 雇用障害者数
 - ③ 雇用障害者の労働時間数（所定労働時間及び実労働時間）等をご報告いただく必要があります。
- 調整金（常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合）の申請では…
- 上記①②③のほか、雇用障害者の
 - ④ 源泉徴収票（写）
 - ⑤ 障害者手帳等（写）を添付していただく必要があります。

ご準備下さい！

制度適用から申告・納付開始までのスケジュール

	平成28年4月～ 平成29年3月	平成29年4月～
適用対象となる事業主の範囲		<p>申告・納付開始</p> <p>常時雇用する労働者数が100人を超える事業主</p>

4月10日入局の事務局職員を紹介します。



雨宮茂由さん

心機一転、新しい職場で頑張ります。よろしくお願ひします。

雨宮茂由（あめみや しげよし）

事務局だより

◆ 理事会報告 ◆

平成 29 年 2 月度理事会

平成 29 年 2 月 4 日(土) 9 時 30 分～

◆ 審議・報告事項

連合会、関東甲信越地域協議会関係、他

1. 労働局の入札（審議）
新規：非正規雇用労働者待遇改善支援事業
入札書提出：2 月 28 日 開札：3 月 13 日
審議結果：応札を決定した。
2. 関東甲信越地域協議会春季定例会予定
4 月 13 日(木)～14 日(金) 場所：日光市（栃木県）
正副会長出席

◆ 各部からの審議・報告事項

総務部【報告事項】

1. 新年互礼会・講演会・懇親会
日時：1 月 20 日(金) 14：00～
会場：ベルクラシック甲府
出席者：研修会・講演会 37 名（会員外 3 名）
懇親会 28 名
2. 社労士名板掲示許可更新申請書を提出（郵送）
対象官署：管内の労働基準監督署、公共職業安定所
3. 関東甲信越地域協議会事務局担当者研修会
2 月 26 日(日)、27 日(月) 新潟市湯沢 GH 2 名参加

教育・研修部【審議・報告事項】

1. 業務研修会（計画）
日時：3 月 17 日 13：30 から
びゅあ総合 大会議室
講師：岡村光男 弁護士（第一東京弁護士会）
2. 倫理研修会：2 月 10 日 午前 9 時から
県立青少年センター別館多目的ホール
対象：55 名
3. 関東甲信越地域協議会地方労務管理研修会
期日：3 月 9 日 会場：大宮ソニックシティ

渉外部【報告事項】

第 2 回 三士会研究会の開催
日時：2 月 9 日(木) 午後 6：00 から
場所：山梨県弁護士会館 参加予定：13 名

社労士会労働紛争解決センター山梨

総合相談所／ADR センター 第 3 回研修会

平成 29 年 3 月度理事会

平成 29 年 3 月 4 日(土) 9 時 30 分～

◆ 審議・報告事項

○ 連合会、関東甲信越地域協議会、その他

労働局入札案件 下記の 2 件の応札（2 月 24 日）を決定
・平成 29 年度医療労務管理支援事業 430 万円
・非正規雇用労働者待遇改善支援事業 531 万円

◆ 各部からの審議・報告事項

総務部【報告事項】

・新理事・監事候補者会議 2 月 14 日 びゅあ総合

教育・研修部【報告事項】

- ・平成 28 年度倫理研修 2 月 10 日 対象者：56 名
（出席：44、欠席：11（未届：3 名）、退会：1）
- ・新規入会者研修 3 月 27 日(金) 対象者：3 名
会場：社労士会事務局

渉外部【報告事項】

甲府年金事務所との意見交換会

日時：3 月 23 日(木) 午後 3 時 30 分から
場所：甲府年金事務所 2F 参加希望者募集予定

○ 電子申請委員会

連合会が実施した実態調査の結果報告

平成 29 年 4 月度理事会

平成 29 年 4 月 8 日(土) 午後 1 時 30 分～

1. 事務局職員兩宮茂由氏の紹介。4 月 10 日から勤務。
2. 関東甲信越地域協議会事務局長会議(畠山職員出席)
日程：4 月 13 日(木) 11：00～
場所：日光市（栃木県）

◆ 各部からの審議・報告事項

1. 平成 28 年度監査結果報告
4 月 7 日実施の監査の結果を報告（清水監事）。
2. 一般競争入札案件で応札した 2 件を落札した。

総務部【審議事項】

平成 29 年度総会までのスケジュール表を確認
総会日時：平成 29 年 5 月 25 日(木) 13：30～
総会会場：ベルシック甲府 ユージュニーの間

教育研修部

- ・関東甲信越地域協議会労務管理地方研修会
3 月 9 日 当会から 3 名参加
- ・年度更新研修会
日時：4 月 26 日(木) 13：45～
会場：山梨県立青少年センター・多目的ホール

調査・広報部【審議事項】

無料相談受付表に ADR への引き継ぎ項目追加の件は、案通りの表記と関係者への目的の周知を決定。

渉外部【報告事項】

平成 29 年度 十士会第一回実務担当者会議
日時：4 月 24 日 午後 3 時から
会場：山梨県司法書士会館
議題：十士会相談会・定時総会の日程について

○ 司法制度改革対策委員会

平成 29 年度特別研修の日程（H29.4 現在の予定）

- ①中央発信講義（山梨会）
9 月 30 日(土)、10 月 1 日(日)、7 日(土)
10 月 8 日(日)、14 日(土) 5 日間
- ②グループ研修（東京）
10 月 15 日～11 月 2 日(土、日) 3 日間
- ③ゼミナール（東京）
11 月 17 日(金)、18 日(土)、25 日(土) 午前

○ 平成 29 年度年金相談業務窓口等運営業務の契約

- ・年金事務所における相談窓口 177 人
- ・市町村での出張相談業務 57 回

業務研修会

平成29年3月17日、業務研修会がびゅうあ総合大研修室で行われた。今回の研修は「人事労務の実務における適正な対応とは～休職、パワハラ、懲戒処分などをめぐる実務上の留意点～」と題して、安西法律事務所の岡村光男辯護士を講師に迎えて行われた。

まずは労働事件に関する近年の動向から試用期間の活用や懲戒処分についてお話いただき、続いてパワハラ、休職制度について講義いただいた。特に休職制度には時間を割き、いくつもの判例を挙げての解説は興味深いものであった。最後にSNS、私生活上の非違行為などにも触れていただいた。

講義内容はタイトル通り実務に即した話ばかりで、労務管理について指導助言する立場としてはなるほど、と頷く



ことばかりであった。早速関与先の就業規則を見直さなくては、と思われた方も多いのではないだろうか。

また、終始テンポよく歯切れのよい、とても分かりやすい講義であった。配布されたレジメのボリュームから時間内にすべてを網羅するのは難しいかとも思われたが、ポイントをおさえた講義により最終的にすべての部分をカバーしてほぼ時間通りに終了した。

岡村辯護士は4月より富士吉田市に事務所を構えるそうなので、今後も研修の講師をしていただいたり、あるいは個別の相談にのっていただけたらと期待する。

新規入会者研修会

平成29年3月27日(月)山梨県社会保険労務士会事務局において新規入会者研修が行われた。今回の研修対象者は3名、出席者は2名であった。

午前中の講義では、石原嘉彦会長より「社会保険労務士の使命」について、社労士会制度の沿革、社労士の職業倫理及び主な業務等の説明が行われた。午後からは、辻武彦副会長より「厚生労働行政機関の概要」について講義があった。引き続き政治連盟(辻武彦会長)、SR経営労務センター

(堀之内幸三会長)等の紹介が行われ、質疑応答及び意見交換を行い研修会は終了した。

今年度の研修は、新規入会並びに開業準備研修の対象者が少ないこともあり、一昨年度と昨年度は同時に開催されていた新規入会者研修と開業準備研修は、従来通り別々の日程で行われることとなった。



労働条件審査委員会の活動

労働条件審査会は、平成24年3月に19名の参加者による設立検討会が開催され、参加者の中から委員会メンバー8名(現在5名)が選出されました。現在まで47回にわたり定期的な委員会を開催して、「労働条件審査」の啓蒙活動と労働条件審査の導入に取り組んできました。具体的には、①労働条件審査に関する勉強会、②指定管理で問題となった事例研究、③山梨県・甲府市・富士吉田市の行政改革担当への説明及び審査の働きかけ、④労働条件審査資料の整備と体系化、⑥指定管理者に対する審査の営業活動などです。これらの活動による審査導入件数は、山梨県の指定管理者4件、甲府市指定管理者2件、社会福祉協議会

3件の合計9件で実施されました。

労働条件審査は、広い意味では「経営労務監査」に位置付けられ、経営資源である「ヒト、モノ、カネ」の中で「ヒト」に関する監査になります。経営労務監査は経営者の自発的な取り組みに対して、労働条件審査は、労務コンプライアンス(各種規程の整備状況、労働社会保険の適用、賃金管理)に加え、従業員満足度の向上と生産性の向上につながる「従業員意識調査」の手法も取り入れた「雇用管理」の監査業務です。

これからの委員会の取り組みとしては、県や市町村の入札時期に合わせた指定管理者の審査ニーズ、および社会福祉協議会等の多様な雇用形態や民間事業者との競争に対する労務管理上の課題なども含めたニーズに対して取り組んでいきます。

平成 28 年度 郡内支部総会

平成 28 年度郡内支部総会が平成 29 年 1 月 27 日、都留市内において 9 名（委任状提出者 6 名）が出席して開催された。

慣例により星野支部長が議長となり、議事が進められた。今年度は次期役員選考のため 11 月に既に一度開催しており、今回が第 2 回の開催であった。第 1 号議案（平成 28 年度活動報告について）および第 2 号議案（平成 29 年度

活動計画について）とも報告通り承認された。支部主催の無料相談会について、前年度の総会では相談員確保や実施について議論がなされたがこの 2 年間で開催場所や実施方法について改善を試み、これまでより集客や相談件数が増えたことが報告された。続く第 3 号議案（郡内支部役員選考規則改定について）では、今後の役員選考をよりスムーズに行うための改定案が提出されており、出席者の意見の反映、承認を経て改定されることになった。

総会に続き新年会が開催され、こじんまりとした会ではあるが有意義な時間を過ごした。

総合労働相談所・ADRセンター山梨研修会

平成 29 年 1 月 21 日土曜日ぴゅあ総合において、総労働相談所・ADR センター山梨第 3 回研修会が開催されました。

講師に、せきもと法律事務所弁護士關本喜文先生をお迎えし、「ADR 研修・保佐人研修について」の題目で以下のような講義が行われました。

・相談の手引きから

面談の心得や対応の仕方、面談における態度、セクハラパワハラ相談対応について

・セクハラ相談の対応

セクハラ定義・不快性の判断基準・違法性の判断基準や、使用者責任・代理監督者責任・取締役の責任・管理職の職場環境調整（配慮）義務違反などの責任の追及、慰謝料や逸失利益の損害について

・パワハラ相談の対応

パワハラ定義・反復継続性が重要となること・判断基準・法的根拠・損害額など

参加者された方々は、皆熱心に講義を受けておりました。今後の相談実践の場で、今回の研修が大いに役立つのではないかと期待されます。



平成 29 年度通常総会のご案内

日程：平成 29 年 5 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から
ベルクラシック甲府
（山梨県甲府市丸の内 1-1-17 TEL：055-254-1000）

万障繰り合わせの上ご出席ください。

※通常総会に引き続き、平成 29 年度山梨県社会保険労務士政治連盟定期大会が開催されます。

社会保険労務士賠償責任保険制度 中途加入のご案内

保険期間 平成 28 年 12 月 1 日午後 4 時～平成 29 年 12 月 1 日午後 4 時（1 年間）

毎月中途加入（毎月 10 日必着、補償期間は締切日の翌月 1 日午後 4 時～平成 29 年 12 月 1 日午後 4 時）受付中
ご希望の方は取扱代理店までパンフレット、加入依頼書をご請求ください。

取扱代理店 **有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873**

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）（担当）広域法人第二課 ☎03-3515-4153**
三井住友海上火災保険株式会社

※この保険は、全国社会保険労務士連合会を契約者とする社会保険労務士賠償責任保険です。詳細は、ご加入後に加入者証とともにお送りいたします。保険約款によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>
社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

つれづれなるままに

第38回

井上 龍美 先生

今号は、郡内支部所属の井上龍美先生に執筆していただきました。さてさて、どんなお話しでしょう？

「生活習慣」



通勤定期券を利用しなくなって、間もなく一年が過ぎようとしている。定期券は、学生時代からだから通算すると四十数年利用してきたことになる。職場が遠い関係もあって定期券はとても都合が良かった。土日もあるし、途中下車も可能だ。

単身赴任から東京に戻ってきた平成20年ごろからは、朝食を除き昼・夜は外食での生活であったため、定期券が非常に役にたった。主だった駅には、いきつけの飲食店もあって夕食がたら飲酒の日々を送ってきた。

歳を重ねる毎に健康には気を使ってきていたが、メタボリック・シンドロームになってしまった。特定健診の結果

に基づいて行なわれる健康指導を受けたこともあり、日常生活においては、週二日休肝日を作ること・睡眠前三時間には夕食を取らないこと・毎日一万歩歩くことの三つの目標を立て実行に努めてきた。定期検診では、経過観察の検査項目があって再検査をうけたものの要治療ではなく、何の薬も飲んでいないことが、内心自慢でもあった。

ところが、一昨年の夏、いつものように、ほろ酔い気分で家に帰った夜、呂律が回らないことに気付いた。翌朝になっても治っていなかったので職場から、病院に行ったら検査後即入院となった。病名は脳梗塞である。11日間の入院だったが、幸い後遺症も残らず退院することができた。退院後は、三つの目標とともに、毎朝、血圧・体重の測定、朝食後の薬の服用が必須とされ、毎月一回クリニックで診療を受けている。

定期券を利用しなくなって、休肝日は増えたが、毎日の歩数は減り、体重は増加傾向にある。自らの日常生活を見直し、不健康な生活習慣を改善することが、メタボリック・シンドロームの予防につながるというが、なかなか難しい。

今月の診療日にも、夜に飲み会を予定しているが、定期券がないのでSuicaで。

～次号は、巨摩支部所属の石原郷士先生にバトンがつながります。お楽しみに！～

SSS出前授業

SSS(学校教育プロジェクト)は山梨県社労士会が設置する特別委員会です。

現在10名の会員の先生方が活動しており、9月の就職試験に備えた「面接指導」と1時間程度の「出前授業」が活動の二本柱です。

面接指導終了後、年末から年度末にかけて出前授業が行われます。連合会が作成した「知っておきたい働くときの基礎知識～社会へ出る君たちへ～」という冊子を基本としていますが、進路指導の先生から卒業生にどんな事を学んで欲しいのか、例えば、①働くことの意義、②正規社

員と非正規社員との違い、③社会人になってから最低限必要となる「労基法」・「雇用保険」・「労災保険」を中心とした働くルール、④ブラック企業の存在、⑤何か悩んだ時の相談先・公的機関の紹介等々の要望が私たち会員に寄せられます。SSSとしては出来る限りその要望に沿っていきたいと考えております。

各高校の担当者が授業の構成を考えパワーポイントに纏め、定例会でメンバーの前でデモ講義をおこないます。本番の高校生の前で社労士の評判を落とすことがないように、生徒の方々が食いつくような授業構成になっているか、講師の態度はふさわしいか等々厳しく批評しあい本番に備えています。

写真は、大月年金事務所とコラボした都留高校での出前授業です。

毎年年度初めにSSSメンバーを募集しています。

若者が自ら将来を真剣に考えるために、若者が生き活きと社会で活躍する状態を創るきっかけづくり参加してみませんか！

多数の応募をお待ちしています。



ニューフェイス登場

(平成29年4月20日現在)

こんな質問をしてみました

- ① 社労士になったきっかけは？
- ② 社労士会に望むことは？
- ③ 今一番熱中していることは？
- ④ 無人島にいくなら何を持っていく？
- ⑤ 座右の銘は？
- ⑥ 自己PRを簡潔にお願いします。

杉浦秀幸氏 (開業・峡東支部)



- ① 28年間サラリーマンをしていましたが、平成25年に社労士試験に合格し、昨年10月に脱サラしてまいりました。サラリーマン時代数々の転職をして参りましたが、一番好きだった山梨に帰りたいが故に退社し社労士になりました。感心できる動機ではないと心得ております。
- ② 今まで全く畑違いの仕事をして参りました。それが或

る日突然、社労士になったものなので、是非とも温かい御指導頂けることを望みます。

- ③ ヴァンフォーレ甲府の試合観戦。15年ほど前からホームゲームだけでなく、アウェイゲームも含めて8割くらいは見に行っています。皆勤賞の年も何年かあり、直近の5年間は長野県から通っていました。
- ④ どこでもドア、いやネコ型ロボットごと持っていった方がどこでもドアが故障した時に困らないかな。
- ⑤ 座右の銘は天真爛漫。言い方変えれば、我が道を行く・自由気まま・生きたいように生きる・やりたい放題。それって座右の銘と呼べるのか？周りにとって迷惑なだけなのでは？
- ⑥ 昭和40年生まれの51歳、いて座、O型、好きな食べ物釜玉うどん。家庭は妻とカメさんが二人。趣味は古墳めぐり、音楽はロック、常にギャグを考えているがヒット率は悪く外しまくりです。散歩をしているワンコを見かけると顔がにやけます。悩みは花粉と腰痛。全然簡潔じゃ無くなってきたので、ここらへんにしておきます。

会員の動き (H29.1.1~H29.3.31)

入会

- H29. 2. 1 三宅英樹 (開業・甲府支部)
三宅社会保険労務士事務所
甲府市下飯田3-12-10-105
- H29. 2. 1 杉浦秀幸 (開業・峡東支部)
杉浦社会保険労務士事務所
笛吹市石和町唐柏1082
エクアール21-B201

変更

種別の変更

- H29. 1. 1 山口広司 (勤務・峡東支部→開業・峡東支部)
山口労働法務事務所
甲州市塩山赤尾463-1 LM塩山306
- H29. 3. 1 竹谷理恵 (開業・郡内支部→法人の社員・郡内支部)
社会保険労務士法人たけたに事務所 代表
- H29. 3. 1 浅川雅樹 (勤務・巨摩支部→開業・甲府支部)
浅川社会保険労務士事務所
甲府市朝気2-1-1

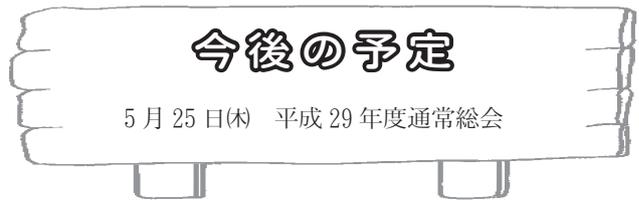
事務所所在地の変更

- H29. 1. 5 田中和博 (峡東支部)
甲州市塩山上於曾903-7夢やビル2F-A
- H29. 1. 1 松田朋子 (甲府支部)
笛吹市石和町東高橋103-3

退会

- H29. 1. 31 堀内浩 (勤務・郡内支部)
- H29. 3. 15 梅澤義雄 (開業・甲府支部) 逝去
- H29. 3. 31 柳澤英久 (開業・巨摩支部)

個人会員 175名 (内訳:開業139名 法人の社員6名 勤務等30名)
法人会員 4法人



今後の予定

5月25日(木) 平成29年度通常総会

表紙の写真説明

「山中湖パノラマ台からの富士山と山中湖」

この2年間、会報の表紙写真は郡内支部の2名が交替で担当してきました。そのせいか、8回発行した会報のうち6回が郡内地域のどこかからの富士山の写真です。もう何十年も目にしている富士山ですが、時には力強く雄大で、時には優しく包んでくれるように穏やかで、その姿は飽きることはありません。そしてその姿を入れて写真を撮れば、すっかり様になってしまうその存在感はさすが世界文化遺産です。(T・H)

編集後記

早いもので会報発行担当者となって、1年近くが経過し、担当としての最終号の発行となりました。

会報発行にあたっては、会員各位のご協力及び関係諸官庁のご指導等を受けながら、前任者の実績を汚さぬように、微力ながら、担当者全員で精いっぱいやってまいりました。この間、各種法令の変更及び情報等、会員各位にとって少しでも参考又は有意義となるようなテーマを設け、情報の提供ができるように努力をしてまいりました。

次号からは新しい担当者にバトンタッチをいたしますが、会員にとってより一層プラスとなる会報となりますように、一段のご努力をお願いしつつ、1年間の会員各位のご協力に感謝と御礼を申し上げます。

編集委員 河内司郎 武井二三忠 竹谷理恵 星野智美
調査・広報部担当副会長 石原嘉彦

お悔やみ

梅澤義雄会員 (甲府支部) におかれましては、平成29年3月15日に逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。